

令和元年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和元年12月12日(木曜日)

○日時 令和元年12月12日 午前10時04分開会

澤谷 淳子

○場所 委員会室

山田 庫司郎

○議件

1. 議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3. 議案第3号 平成31年度網走市公共下水道特別会計補正予算
4. 議案第4号 平成31年度網走市簡易水道特別会計補正予算
5. 議案第5号 平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算中、所管分
6. 議案第6号 平成31年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
7. 議案第7号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
8. 議案第8号 地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
9. 議案第10号 網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
10. 請願第1号 ことし10月からの消費税増税の中止を求める請願
(R1.6.20 継続審査)
(R1.9.5 継続審査)
11. 請願第8号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書提出についての請願

○欠席委員(0名)

○委員外議員(1名)

議長 井戸 達也

○傍聴議員(3名)

永本 浩子
平賀 貴幸
古田 純也

○説明者

副市長 川田 昌弘
企画総務部長 岩永 雅浩
農林水産部長 川合 正人
観光商工部長 後藤 利博
観光商工部次長 田口 徹
建設港湾部長 佐々木 浩司
水道部長 脇本 美三
総務防災課長 伊倉 直樹
職員課長 寺口 貴広
財政課長 古田 孝仁
水産漁港課長 渡部 貴聰
観光課長 大西 広幸
観光商工部参事 高井 秀利
商工労働課長 秋葉 孝博
観光商工部参事 前田 関羽
都市管理課参事 澁谷 一志

○事務局職員

事務局長 大島 昌之
次長 細川 英司
総務議事係 早渕 由樹

○出席委員(8名)

委員長 立崎 聡一
副委員長 松浦 敏司
委員 石垣 直樹
小田部 照
川原田 英世
栗田 政男

午前10時04分開会

○立崎聡一委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会します。

本日の委員会では付託されました議案9件、請願2件の合計11件について審査します。

委員会の進行ですが、まず人件費関係分について審査します。

人件費は一般会計のほか、特別会計として議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号が関連していますので、一括して審査いたします。

続いて、議案第1号中、企画総務部関係分、議案第10号について審査した後、議案第1号中、農林水産部、建設港湾部について審査後、理事者入れかえを行います。

続いて、議案第1号中、観光商工部関係分について審査した後、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正について審査します。

引き続き、議案第7号審査後、理事者入れかえを行います。

理事者入れかえ後、議案第4号、議案第8号の審査を順次行います。

ここで最後の理事者入れかえを行い、請願について審査いたします。

それでは、人件費関係分について説明を求めます。

○寺口貴広職員課長 議案資料63ページ、資料5号をごらん願います。

議案第10号、網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

失礼しました。

○立崎聡一委員長 暫時休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

それでは、網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定についてを先に審査いたしますので、説明のほうをお願いいたします。

○寺口貴広職員課長 議案資料63ページ、資料5号をごらん願います。

議案第10号、網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、一般職の給与並びに常勤の特別職、市議会議員の期末手当の支給月数を改正しようとするものでございます。

改正する条例は、網走市職員給与条例、網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例、網走市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の4条例でございます。

改正の内容でございますが、本年度の人事院勧告の国家公務員の取り扱いに準じた(1)一般職の給与につきましては、①は、給料表を国家公務員俸給表に準じて改正しようとするもので、初任給、若年層に重点を置いた引き上げ内容となっております。

初任給では、高校卒で2,000円、大学卒で1,500円の引き上げとなっております、また、30歳代半ばまでの職員が在職する給料月額について平均0.1%の引き上げとなっております。

②の勤勉手当の改正でございますが、下の表をあわせてごらんください。

期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.45月から4.5月とし、引き上げ分の0.05月分を令和元年度につきましても、12月期の勤勉手当に加えるものでございます。

また、令和2年度以降の期末勤勉手当については、6月期と12月期が均等となるよう配分する改正となっております、同様に特定任期付職員についても、年間0.05月の引き上げとなっております。

(2)の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当については、年間支給月数を現行の4.45月から0.05月引き上げ、4.5月とするもので、令和元年度分につきましても12月期に0.05月を加え、令和2年度以降は6月期と12月期ともに支給月数が均等になるよう、それぞれ2.25月とする改正でございます。

(3)その他、条文の整理については、給与条例中、級別基準職務表から浄化センター所長を削除するもので、これは下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う改正でございます。

施行期日等でございますが、令和元年度の給与改正につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとし、令和2年度以降の支給分につきましては、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

給与条例の説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 1点確認したいことがあるのですが、人事院勧告の部分があるのですけれども、地域における一般も含めた人件費の位置づけということで、全体的に大きく考えていくと、地方自治体の賃金の推移というのは一般の企業としても一つの目安となるという認識は僕はあるのですけれども、そこら辺ちょっと実際どのように捉えられているのかなというふうに思うんですが。

けれども、そこはやはりきちっとですね、私は賛成の立場で、今回の0.05月についてはぜひアップをしていく方向で考えたいというふうに思っています。

○立崎聡一委員長 他に。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、他に意見がないようなので、ここでお諮りしたいと思います。

議案第10号、網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定については、大方の賛成により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続きまして、人件費等関係分について審査したいと思います。

議案第1号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号、平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号、平成31年度網走市公共下水道特別会計補正予算、議案第5号、平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算中、当委員会所管分、議案第6号、平成31年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、以上について説明を願います。

○寺口貴広職員課長 議案資料21ページをごらん願います。

人件費の補正概要について御説明申し上げます。

人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計を合わせた総額で御説明申し上げます。

人件費補正総額は723万1,000円の追加でございます。

内訳としましては、初めに1の特別職ですが、市長等では12万4,000円の追加でございまして、内訳としまして、本年度の人事院勧告に準じた給与改定によります期末手当の0.05月分の増加に伴う追加でございます。

次に、議員分についてであります。①は市長等同様、期末手当の0.05月分の増加に伴います34万1,000円の追加で、②は改選による期末手当の期間率に係る減少などに伴います304万4,000円の減額でございます。

続いて、2の一般職ですが、一般職では981万円の追加でございまして、内訳としましては、①人事院勧告に準じた給与改定により、813万4,000円の追

加、②共済費の負担金率の確定による457万8,000円の減額、③退職手当の増加による1,900万円の追加、④支給事由変更等による1,274万6,000円の減額となっております。

なお、④の支給事由変更等の内訳といたしましては、職員の中途退職や育児休業による給料1,808万4,000円の減額、手当の支給事由変更などによる533万8,000円の追加となっております。

人件費の補正概要については以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 説明いただいた中でですけども、具体的にちょっと育児休業というのは、何件ほどあるのかお伺いしたいと思います。

○寺口貴広職員課長 今年度の育児休業の実績でございますけれども、フルといいますか、完全な育児休業しているものは2名おります。

そのほかに3名ほどが短時間休業などという形で、1日の勤務時間を短くする制度を使っておるのが3名おりますので、あわせて5名のものが育児に関する休業を利用しております。

○立崎聡一委員長 よろしいですか。

他に。

○松浦敏司委員 ちょっと先ほどの議案第10号との関連もあるわけですけども、基本的には先ほどの私の意見と同様のことでありまして、職員については当然のことだというふうに思います。

ということで、討論もさせていただきますけれども、議員の部分の手当の分については、先ほどと同じような立場でありますので、それに同部分については同意できないということでもあります。

○立崎聡一委員長 他に討論ございませんか。

他の委員の方は賛成ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、人件費等関係分、特別会計として議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号については、大方の賛成者により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続きまして、議案第1号中、企画総務部関係分の説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは、議案資料の20ページをごらん願います。

平成31年度一般会計消防費、消防組合負担金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。

網走地区消防組合における歳出予算でございますが、施設費が消防自動車及び救急自動車の更新に伴う額の確定によりまして548万3,000円の減、公債費等が償還利率の確定などで137万3,000円の減となり、合わせまして685万6,000円の減となるものでございます。

続きまして歳入予算でございますが、繰越金が前年度負担金の精算として1,319万9,000円の追加、また、消防自動車及び救急自動車の更新に伴う起債額の確定などにより、組合債などが112万5,000円の減となりまして、合わせて1,207万4,000円の追加となるものでございます。

2の補正額でございますが、歳入歳出合わせまして、補正額は一般財源1,893万円を減額し、補正後の額を6億8,402万6,000円とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続きまして議案第1号中、農林水産部関係分の説明を求めます。

○渡部貴聴水産漁港課長 それでは、議案資料7ページをごらんください。

平成31年度一般会計補正予算、水産業総務費、製氷施設改修事業補助金について御説明いたします。

まず、1.補正の理由及び内容でございますが、網走漁業協同組合が実施する製氷施設改修事業に対しまして、北海道の地域づくり総合交付金が交付され

る見込みとなりましたことから、市を通じて補正しようとするものでございます。

事業内容としましては、本年3月市内製氷業者の解散に伴いまして、市内の水産加工流通に必要な氷が不足するため、網走漁業協同組合が当該事業者の施設を買い取り、運営することとなりました。

買い取った施設は海水製氷施設でしたが、製氷業者解散により、市内の真水氷が入手できなくなるため、当該施設を真水氷の製氷施設に改修する事業でございます。

2.補正の額でございますが、製氷施設の改修に伴う補助金としまして1,650万円追加するものでございます。

財源といたしましては道補助金1,350万円、一般財源が300万円となっております。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○小田部照委員 まず、補助金ということなんですが、改修に伴う全体の事業費っていうのは幾らぐらいなんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 事業費でございますが、総事業費は2,935万1,000円となっております。

○小田部照委員 わかりました。

ちなみに真水の氷ということで、漁業者の出荷などには必要なことなんですけれども、西網走漁協などもシジミの出荷、シマエビの出荷などでもこの真水の氷って必要で、現状ないときはよそから買っているようなことがあったんですけれども、そういった網走漁協じゃない西網走漁協との施設の利用に関して、どのような協議だとか進められてきたのか伺います。

○渡部貴聴水産漁港課長 西網走漁協との氷の取引について、ちょっとうちのほうではですね、直接入っていないのでわからないのですけれども、既存でも海水氷等は、網走漁協の製氷施設のほうと西網走漁協さん取引されてますので、もう1点ですね、網走漁協が今回製氷室を買った理由としては、先ほどお話ししましたように、市内の真水氷が入手できなくなるという認識ですので、当然そのあたりはですね、融通をし合っている状況だと認識してございます。

○小田部照委員 わかりました。

ぜひ西網走漁協に限らず民間でそういう真水の氷をつくる施設がないということで、イベントだとか

民間事業者だとかも利用することがあると思いますので、今後よく協議しながら価格などを含めてよく協議検討していただきたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 よくわかっているけれども、1点ちょっと確認したかったのは、現状2個の機械があって期間を分けてそれぞれ使っていて、真水であったり、海水氷であったりという形で、今はちょっと使いづらい状況になっているのかなど。

特に流通業者にとってはやっぱり海水氷であるメリット、真水氷であるメリットがそれぞれあって、流通の形が生まれていたというところがあったんですけども、それは時期によって今は真水しか出ないんです、今は海水しか出ないんですというようなちょっと状況が今あるのかなというふうに思うんですが、これによってそういった状況はどのようになっていくのかなと思うんですけども、その点どうなんでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 一応うちで認識している中としましては、今回の改修によりまして網走漁協が真水氷の製氷施設を運用することになりまして、従前からございました海水氷の施設は年間稼働してございます。

真水氷につきましても今後は年間稼働するというふうに聞いておりますので、今後は両方ともですね、周年を通して利用できるようになるというふうに聞いてございます。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようなので、お諮りいたします。

議案第1号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続きまして、議案第1号中、建設港湾部関係分について審査いたします。

○澁谷一志都市管理課参事 議案資料8ページをごらんください。

平成31年度網走市一般会計補正予算、土木総務費河川整備事業の補正予算について御説明いたしま

す。

1. 補正の理由及び内容ですが、河川整備事業について、本年度から2カ年度限定で創設された緊急自然災害防止対策事業債を活用することにより、次年度以降に予定していた河川整備の一部を前倒して実施するため、次の経費を追加補正するものです。

2. 補正額ですが、補正前の額が1億4,650万円、補正額が2,500万円、補正後の額が1億7,150万円であります。

財源の内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

また、9ページの位置図に、今回追加の2カ所を含めた施行予定の9カ所を記載しております。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入る前に、議案第1号中、建設港湾部関係分については、まとめてそれぞれ説明を受け、質疑をした後、まとめて採決をしたいと思いますので御了承願います。

それでは質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 一括でということだけれども、今質疑しているのかな。

○立崎聡一委員長 いや、質疑はして大丈夫です。

○川原田英世委員 質疑はいいんですね。

それでは、初めに上がってきたときも何点か質問させていただいて、トータルではまだやりたいところがあるけれども、ことしはここまでなんだというような形でしたけれども、その枠をさらに広げて、そしたら2カ所追加でやるということで理解したんですが、その中で何点か伺いたいんですが、この追加、これから冬ですけれども、この年度内で工事は完了できるというような見通しで考えているのか、これについてまず確認したいと思います。

○佐々木浩司建設港湾部長 ただいまの御質問ですが、年度内に完成する形で予算のほうを要望しております。

特に河川工事の場合、濁水関係の対応がございまして、冬期間のほうやりやすいという、費用的にもそちらのほうがかからないとそういう状況になってございます。

○川原田英世委員 わかりました。

それでそういうことで来年度も、2年間にわたってということ、まだほかにもやらなくてはいけない場所は、やりたい場所はあるという中でですけれども、2年限定ということですから、これは今回2

カ所増やして、来年もさらに計画をして予定しているところは、この2年間で実施していくというような計画で見込んでいくということで理解しているのか、伺いたいと思います。

○佐々木浩司建設港湾部長 今回、令和2年度までという限定ですので、特に河川の場合、予算措置されるといいますか財源の確保が難しいものですから、できる限り河川断面が確保できていないようなところについては、この2年間で工事のほうを進めていきたいという考えであります。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

○山田庫司郎委員 今、今年度内に竣工ということで聞きまして、大変今回も2,500万円増えてますから、私はありがたいというふうにちょっと思うわけですが、それで今、川原田委員からもちょっとありましたけれども、来年もやっていきたいという考え方を当市は持っているということなんですけど、全体でまだ大分やりたいところがあるのか、それとも一つは工事内容、河川ですから部長言われるように、冬期のほうがサケマスや魚関係等を含めた、終わった後ってということも含めて、冬期のほうが施工しやすいというふうに思うわけですが、工事的にはどんな内容の工事をするのか含めてね、教えていただきたいと思うんですけど。

○佐々木浩司建設港湾部長 工事内容につきましては、今土砂が堆積している部分について浚渫といいますか、河川断面の確保ということで、土砂上げ、その処分、後護岸の形で護岸整備、籠を積んだりとか、そういう形の工事が主になっていく予定でございます。

○山田庫司郎委員 わかりました。

要するに床下げといいますか、河川に土が溜まってきたと、そういう意味では、農業にも非常に良い意味でつながっていくというふうに思いますし、地元から相当、河川も含めて土がたまっているということで要望があったと思いますから、そういう部分で対処できるということは大変いいことだなというふうに思うんです。

先ほども聞いたように、今回2カ所また追加していますが、まだほかにも相当な諸河川含めてあると思うんですが、どうなんでしょうかね。来年も積極的に要求して行って、できる範囲でやっていくということにきつとなると思うんですが、その辺考え方含めて。

○佐々木浩司建設港湾部長 予算の関係もございま

すので、できる限りですね今回の事業については、交付税措置されるということで、できる限り多くやりたいと思いますが、今、箇所数については何カ所、緊急性があるというのはお示しできないんですが、できる限り整備のほう進めてまいりたいと思っております。

○山田庫司郎委員 わかりました。

それでこの制度が来年も使えるということで、お金がつけばまたやれるわけですが、非常に市の財政も厳しい状況も私も理解をしていますけれども、特に農業のほう、畑の暗渠の関係とかいろんなことを含めてですね、農業にも連携するこういう工事内容の河川整備ですから、できれば単独費はなるべく使わないでということ考えているということもわかりますけれども、地元として需要がやはりかなり多いということもあると理解を私はしていますので、例えば今回のこの事業に乗っかれないとそういう場合についてもね、こういう箇所を直したわけですから、ほかのどこもいろいろ優先順位を決めてやってると思いますけれども、ぜひ自腹を切るという表現がいいかどうかですが、単独費も使いながらもちょっと計画的にですね、整備をしていただくことをちょっと要請をさせていただきたいと思いません。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、雪対策事業、ロードヒーティング整備事業について説明を求めます。

○佐々木浩司建設港湾部長 議案資料10ページをごらんください。

平成31年度一般会計道路橋梁費補正予算、ロードヒーティング整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金の減額に伴い、道路整備に係る工事費1,250万円を減額補正するものであります。

ロードヒーティング整備事業につきましては、市道桂ヶ岡線のロードヒーティングを更新整備する予定でしたが、国庫補助金の減額に伴い、整備箇所を縮小し、更新整備を行うこととするものでございます。

補正額であります。補正前の額が5,000万円、補正額が1,250万円の減額、補正後の額が3,750万円

となり、財源内訳、歳入予算については記載のとおりでございます。

また、施工箇所につきましては、11ページに記載の位置図を御参照願います。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○川原田英世委員 減額の補正というのは、国の関係はこの時期になるとなんか、最近は例年のようにみるなと思いつながりながらですが、縮小して行くということなんですけれども、実際もうちょっとその縮小どういうふうになっていくのか、具体的に伺いたいと思うんですが。

○佐々木浩司建設港湾部長 今回のロードヒーティングの整備につきましては、桂ヶ岡線の歩道部と車道部を整備する予定でしたが、減額に伴いまして、このヒーティング自体を整備するのが範囲的にちょっと難しい状態になりまして、電力の盤の更新と、あと桂町の歩道橋の部分にもヒーティングが入ってございまして、その部分の整備に変える形で整備を行いました。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

○立崎聡一委員長 他に、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、道路整備事業、道路ストック修繕事業について説明を求めます。

○佐々木浩司建設港湾部長 議案資料12ページをらんください。

平成31年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、道路ストック修繕事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金の減額に伴い、道路整備に係る工事費2,000万円を減額補正するものでございます。

道路修繕事業では、中園地区の市道呼人東藻琴線の舗装修繕工事を予定しておりましたが、国庫補助金の減額に伴い、次年度以降に整備を行うこととするものでございます。

補正であります。補正前の額2,000万円を全額減額するものでございます。

歳入予算につきましては記載のとおりでございます。

また、施工箇所につきましては、13ページに記載の位置図を御参照願います。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、通学路安全対策事業、潮見鱒浦線歩道整備事業について説明を求めます。

○佐々木浩司建設港湾部長 議案資料14ページをらんください。

平成31年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、潮見鱒浦線歩道整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金の減額に伴い、道路整備に係る工事費2,500万円、土地購入費500万円、合計3,000万円を減額補正するものでございます。

潮見鱒浦線歩道整備事業では、市道潮見鱒浦線の道路改良工事及び用地取得を予定しておりましたが、国庫補助金の減額に伴い、次年度以降に整備用地取得を行おうとするものでございます。

補正額であります。補正前の額3,000万円全額を減額補正するものでございます。

歳入予算につきましては記載のとおりであります。

施工箇所につきましては、15ページに記載の位置図を御参照願います。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 先ほどのストック修繕事業とちょっと関連しますけれども、これ今回、国庫補助金が減額になって事業費が2事業がゼロなんですよね。

例えば大きい事業費があつて、その中の内金みたくして幾らか事業費がなくなるということはよくあるというふうに思うのですが、補助申請をしてですね、補助決定をもらって、当初予算の中にちゃんと盛り込んでいるんだと思うので、市のほうに非はないというふうに思いますけれども、最近こういう減額の工事の関係が非常に多いんですけれども、災害が多いからそちらにということは、災害は災害で予算を持つてははずですから、何かこう国のほうの部分で何か事情があるんですか。最近非常に多いんですけど。

○佐々木浩司建設港湾部長 社会資本整備総合交付

金につきましては、北海道の配分量っていうのは、過去3年を調べますとさほど変化はございません。

その変化はないのですが、道内自治体の土木施設については、全道的に老朽化が進んで要望額がふえているという状況で、その分でも配分額が減ってきているという、近年の状況でございます。

また今年度につきましては、北海道のほうから説明を受けているのは昨年の胆振東部地震、そちらの関連自治体への配分について考慮したということで聞いておりますので、その分につきましてはもうこのほうに影響があらわれていることが考えられます。

○山田庫司郎委員 直接、災害認定になれば今度は災害の関係で予算がついて、施工すると思えますけれども、今説明あったようにそこにも該当しない、ただやっぱり地元としては復旧含めてすぐ直したいということの中で、当初決めていた配分がちょっとこちら側に重みを置きたいから、申し訳ないけれどもことはちょっと我慢してくれという、表現がちょっと難しいんですが、そういう状況の中でこれ前後があるということで考えていいんですね、そういう意味ですね。

○佐々木浩司建設港湾部長 やはり1番大きいのは全道的に老朽化がかなり進行しているということで、やはり予算はある程度一定で、近年、北海道開発局の開発予算としてあるんですけども、行き渡らないということで減額という形になってるのが大きな1番の要因ということで考えております。

○山田庫司郎委員 理解しました。

国から道における予算も含めて、多くなればそれはまた全道に配分をまたよくなるんだというふうに思いますから、いろんな事情があるというふうに思いますので、全くゼロになるというもので非常に心配もしていたので、理解させていただきます。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 事情はよくわかりました。

それでちょっと気になるのは、道路整備に係る土地の購入費ということで、予算があつたんですけども、当然相手方がいるわけですから、これが「なしよ」というふうになった場合、相手方との関係でどんなふうになるのかなとちょっと心配になったんですが、その辺はどうなるんでしょうか。

○佐々木浩司建設港湾部長 その辺、非常に信頼関係もありますので、その辺はそういう場合も想定されるということで、御説明して交渉させていただいておりますので、その辺については御理解いただけ

ていると思っております。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、港湾整備事業国直轄港湾整備事業負担金、第4埠頭岸壁改良事業について、一括して説明を求めます。

○佐々木浩司建設港湾部長 議案資料16ページをごらんください。

平成31年度一般会計港湾建設費補正予算、国直轄港湾整備事業負担金について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の予算調整によりまして、当初予算計上いたしました要望事業費が変更になりましたことから、負担金1,900万円を減額補正するものであります。

国直轄港湾整備事業負担金では、新港地区南防波堤延伸及び改良に係る延長約60メートルの工事を予定しておりましたが、事業費の減額に伴い、改良用のブロック製作に変更するものであります。

補正額であります。歳出予算では補正前の額が1億1,000万円、補正額が1,900万円の減額、補正後の額が9,100万円となり、財源内訳は記載のとおりでございます。

歳入予算については記載のとおりでございます。

また、施工箇所につきましては、17ページに記載の位置図を御参照願います。

続きまして、議案資料18ページをごらん願います。

平成31年度一般会計港湾建設費補正予算、第4埠頭岸壁改良事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の予算調整によりまして、当初予算に計上いたしました要望事業費が変更になりましたことから、工事請負費1,500万円を減額補正するものでございます。

第4埠頭岸壁改良事業では、岸壁エプロン約1,760平米の舗装工事を予定しておりましたが、事業費の減額に伴い、舗装面積を1,320平米に縮小するものでございます。

補正額であります。歳出予算では補正前の額が6,000万円、補正額が1,500万円の減額、補正後の額が4,500万円となり、財源内訳は記載のとおりでございます。

歳入予算につきましては記載のとおりでございます。

また、施工箇所につきましては、19ページの記載の位置図を参照願います。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 国の都合による減額ということで、今回のこの議案1、2、3、4、5個合わせますと、総額1億円近くなるかと思えます。1億円の予定された工事がなくなったということで、これに関する市内の中小企業に対する影響というのはあるのでしょうか。

○佐々木浩司建設港湾部長 建設関係の部署については、国のほうの事業者と市のほうの補助事業者でちょっと事業者がちょっと範囲が異なりますが、広い目で見ると建設業界全体については、やっぱりそれだけの計画ですので、当初予定をしていたものについては、その分だけ減額になったということで影響があるというふうに考えております。

○立崎聡一委員長 他に、ございませんか。

○川原田英世委員 僕のほうからちょっと1点だけ。

第4埠頭のほうが縮小ということで、旅客フェリーも着くところで、言い方を変えればお客さんの受け入れる玄関、市としてもしっかりとつくっていく必要があるところだというふうに考えておられるというふうに思いますし、ほかの自治体を見てもやっぱりですね、そういったフェリーの着く場所というのはきれいにつくってですね、ウェルカムみたいな感じのムードがすごいそういうところがあってですね、やっぱりもてなすってこういうことなんだなとつくづくそういうのを見たら思うのですけれども、ところがそこはちょっと仕方ないということなのですが、そういうお客さんを迎え入れるという配慮もして縮小する中でも何か考えをお持ちなのか、どうなのかを確認したいと思います。

○佐々木浩司建設港湾部長 近年、海外も含めましてクルーズ船、ことしも来ていただいて、来年も一隻予約が入ったということで、その歓迎のときにはあまり外観が見苦しくないような形で、きちっとその辺については配慮しながら迎え入れていきたいと考えております。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、それではお諮りしたいと思います。

議案第1号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係については、全会一致により原

案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように可決しました。

○立崎聡一委員長 先ほど、人件費関係分についての採決を行いました。松浦敏司委員が反対されたのは、議案第1号、一般会計補正予算中、人件費関係分であり、特別会計分については反対しておりませんので、改めて採決を行いたいと思います。

まず、議案第1号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、人件費関係分については、大方の賛成者により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第2号、第3号、第5号、及び議案第6号の人件費関係部分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それではここで理事者入れかえのため、暫時休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時06分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

議案第1号中、観光商工部関係について審査いたします。

基金積立金、産業振興基金積立金について説明を求めます。

○高井秀利観光商工部参事 議案資料6ページをごらん願います。

平成31年度一般会計財政調整基金費、産業振興基金積立金、広域観光振興係の補正予算について説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、令和2年からの道内7空港の一括運営委託に向け、本年10月31日付けで北海道と運営権者であります、北海道エアポート株式会社が実施契約を締結いたしました。

令和2年1月よりビルステップ事業の開始が予定されており、それまでに網走市が保有する女満別空港ビル株式会社の株式は全て譲渡することとなります。

株式の譲渡代金は1株当たり13万8,000円で、当市は400株を保有しておりますので、合計5,520万円

となります。

今後は地元自治体と運営会社などが連携して、女満別空港の利用拡大に向け、路線誘致活動や利用促進事業に取り組む予定となっておりますことから、今回の株式譲渡代金を産業振興基金に積み立て、観光振興策に活用するため追加補正をするものであります。

追加補正する内容としましては、産業振興基金への積立金5,520万円を計上するものでございます。

補正額の歳出予算は記載のとおりで、補正前の額ゼロ円、補正額5,520万円、補正後の額5,520万円、財源内訳は財産売払収入でございます。

歳入予算は、記載の通りで補正前の額ゼロ円、補正額5,520万円、補正後の額5,520万円となります。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○川原田英世委員 民間委託に向けたということで、期待とともに若干やっぱり不安もあるところがあります。

そんな中でですけれども、まずこの部分でちょっと何点か伺いたいんですが、ビルの株式会社と自治体、網走市と切っても切れない、やっぱりお互いに網走、この地域を盛り上げていく玄関としての役割を担ってもらうために、取り組んできたところだと思うんですが、そういった中で株を自治体として持っていることよっての何かしらのこれまでメリットと言ったらあれですけれども、別に配当金があるわけでもないと思いますので、例えば広告に関して何かとか、そういったものは何かあったのかどうなのかっていうのをちょっと確認したいなと思ったんですけれども。

○高井秀利観光商工部参事 もともと女満別空港ビルの株式を取得したというのが、女満別空港のジェット化に対応して新しい空港ビル会社を立ち上げて、空港ビルを運営していただくということがスタートで、そのときの資本金を集めるときに網走市も、一翼を担ったということで株を手に入れております。

メリットといいますか、今のところ、平成10年から資本金の3%の額を配当額として、1株について1,500円配当があります。毎年、網走市は400株保有しておりますので、1,500円掛ける400株、60万円が配当金として配当をされております。それ以外にも網走市として株主で株主総会とかでも発言をできますので、網走の意向を伝えるということはしていた

と思います。

○川原田英世委員 ちゃんと配当があったということを知らなかったの、わかりました。

そういった中で、これまでは株主として発言をすることができて、いろいろとお互いに協力しながらやってきたということころだと思うんですが、これはここの議案でなのかどうなのかっていうところもありますけれども、これが譲渡に伴って、そして相手方が一括民営という中で、道と直接いろいろと一括委託を受ける企業としてはやりとりをしていくということだと思いますが、網走市としては一括委託を受ける会社とは、どのような形で話し合いをすることになっていくのか、どのように考えているのか伺います。

○高井秀利観光商工部参事 今回の一括委託に係りまして、7空港の地域と運営委託会社がパートナーシップ協定を結ぶことになっております。

その協定の中で、空港のある地域に協議会などを立ち上げてそこで地域の方と協議、意見交換をしてくださいねっていうことになっておりまして、女満別空港におきましても、空港別協議会という形で、北海道エアポートさんと北海道、大空町、網走も含めて、近隣自治体も含めて協議会を立ち上げるということをしておりますので、そういう中で構成員として網走市も加入して、直接網走市長から運営会社のほうに意見を述べるっていう機会は用意されるというふうに伺っております。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りします。

議案第1号、平成31年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続きまして、繰越明許費の補正について説明を求めます。

○大西広幸観光課長 議案資料1ページをごらんください。

平成31年度一般会計観光施設費、繰越明許費の補正について御説明いたします。

天都山展望台オホーツク流氷館の展示物改修を実施するに当たりまして、本年度、展示物改修基本計画を策定し、令和2年度に改修基本計画に基づく実

施設設計、展示改修工事の実施を予定しておりました。

当初、斬新かつ持続性のある展示改修を目指しまして、基本計画の策定を公募型プロポーザル方式による、総合評価により事業者を選定することとしておりましたが、具体性やメッセージ性を明確にすることにより、展示改修の精度を高めることで、集客にもつなげることができるものと判断をしたことから、事業完了にはさらなる時間を要するものとなっております。

本年度につきましては、観光事業者等との協議を重ね、コンセプトの精査する期間とし、来年度展示物改修基本計画策定の事業者選定と基本計画を策定することとしまして、本事業の平成31年度予算額600万円全額を令和2年度へ繰り越すものがございます。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○山田庫司郎委員 今、説明いただきました。

ことしの3月の議会の予算特別委員会の中でも議論した課題です。

流氷館もリニューアルしながらですね、入り込みをふやしていくということも、当初の予定の中に5年刻みという一つの予定もありましたから、その中で動いてきているのは理解をしています。

ただ予算特別委員会の中でも、余り拙速に何でもいからしななければならないということではなくて、しっかりここは議論してどういうものにするんだということ、時間をかけてもいいんでないかという意見もあったというふうに私も記憶をしています。

そういう意味で今課長から説明があったように、原課としては大変御苦労しているんだというふうに思います。

基本コンセプトが、やっぱり具体的にどういう方向でどういう方針でやっていこうというのがなかなかつかみにくいのも事実だとは思いますが、そういう意味で繰り越しになったから私はよかったという意味ではないのですが、もう1年かけてですね、しっかり基本的な部分、具体的な部分をちゃんとまとめる中で、また一歩進んでいただくっていう意味では非常にいいかなというふうにちょっと逆に思っているところがあるんですが、これからやっぱりプロポーザルで今度は具体的に上げる前の基本コンセプトの問題では、やっぱり原課だけではなかなか厳

しい部分もあると思います。いろんなところから知恵や事例も含めて考えていくんだというふうに思いますけれども、今、課長の段階で何かあれば、考え方を含めてお示しいただきたいと思います。

○大西広幸観光課長 現在、コンセプトの方向性を決めるに当たりまして、我々だけではなかなか進みませんので、専門業者等にもちょっと助言をいただきながらですね、あと観光関係事業者の方にもちょっといろいろヒアリングさせていただきまして、ちょっと方向性を定めていきたいと考えております。

○山田庫司郎委員 今、課長言われたように、いろんな人の知恵を借りていかなきゃならないというふうに思いますので、本当に動き出して流氷館も、結構最初からいいペースできていますけれども、それは時代のいろんなことによって入館者というのは動きはあると思いますが、5年予定ということで動いていくのは一ついいんですが、それが6年になっても7年になっても私はいいと思いますから、その辺も含めてぜひしっかり取り組んでいただくことを最後に要望しておきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○栗田政男委員 来年度に繰り越すということなんですが、非常にスピード感がないように私は感じます。観光事業、タイムリーにトレンドをしっかりと捉えて進めていかないとだめなところに来て、先延ばしをして来年度またしっかりとじっくり熟議をもってなんていう話をしていると、多分どんどん遅れていくのではないかなという気がします。

やはり、入場者数も伸び悩んでいる現状がありますんで、そういうことも考えたときに、もうちょっとスピード感を持ってしっかりと取り組んでほしいし、予算が付けてあるんですから、しっかりそれに対する、今の説明を聞いてますと、余りにもちょっとやる気を感じないような気がします。

やはりこういうシステムでやってる観光ですから、これがどんどん入場数が減ってくるとそれだけ収入が少なくなってくるわけですから、それを市民がみんな負担していくという形になりますので、そういうことを考えたときにもっとスピード感を持って、今の観光事業、何を求めてお客さんが来てくれるのかっていうことをしっかりと捉えて、スピード感を持って取り組んでいただきたいのですが、それについての見解を教えてくださいたいと思います。

○大西広幸観光課長 今、栗田政男委員がおっしゃ

られたとおり1年間遅れる形になりましたが、観光の動向とか年々変わりますのでその辺をしっかりと捉えてですね、お客さんに入っただけのような施設改修をしていきたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 ことし沖縄からお客さんが来て、私も団体で連れて行ったのですが、オープン当時と何ら変わってないんですね。これではやはり時代の流れてののについていけないなというふうに特に感じました。

実質、市が運営している施設ですから、そういう意味からもしっかりと取り組んでいただいて、やっぱりマーケットですよ、市場調査をしっかりやっていただいて、進んでいただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 ちょっとやっぱり僕もわからないところがあって、当初予算を組んで、でもまだコンセプトが見つからなくて、プロポーザルもできなくて来年に繰り越すということですけども、来年また一からコンセプト考えていろいろ協力しながらということであれば、僕はこれちょっと繰り越ししないで、執行できなかったんだからゼロで決算して、反省して、PDCAサイクル回して、新たに予算をとるべきだというふうに思うんですが、その点どのように考えているか伺います。

○大西広幸観光課長 委員がおっしゃられたような方策もあったかとは思いますが、今年度このまま継続して協議というか、コンセプトの方向性を定める協議を進めてまいりますので、まず、新年度早めに契約をしたいというのもありますので、新年度予算が決まってからですとまた事業開始が出来ますので、継続して行いたいというところで繰り越しをさせていただきます。

○川原田英世委員 となると、このコンセプトはいつごろまでに決定をするという考えなのか、伺います。

○大西広幸観光課長 今現在のスケジュールでいきますと、今年度中にはコンセプトを定めまして、来年度4月に入ってから業者選定を開始したいというふうに考えております。

○川原田英世委員 継続していくことによって、間、空間をあげずにいきたいから繰り越しにしたいんだということで、その点はそういったスピード感を持つということも一つ含めながらやっていくということで理解をしました。

ただやっぱりコンセプトを決めるということが、この一年でできなかった、その手法にちゃんと結びつかなかったということが、繰り越しにつながっているということであれば、先ほどのスピード感という指摘とともに、そこは十分になぜできなかったのかを検証する必要があるんだろうなというふうに僕は思うところですので、それは意見として述べたいんですが、確かこの施設は火災のあったドーコンさんの最初設計か何か、かかったと思うんですけども、そういった影響というのがあったのかなど僕はちょっと推測したんですけども、そういうことはいいのかちょっと確認したいと思います。

○大西広幸観光課長 今委員が言われた影響は全くございません。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 3月の予算に参加していないので流れがわかんないのですが、私は逆にこれは評価すべきことだと思います。コンセプトというのがやはり1番大事だと思いますので、そこを本年度の予算を使い切ろうとして使わずに踏みとどまって熟考するというのは、本当に評価があることだと思いますので、よくこのような勇気ある決断をしたなというふうに関心しております。個人的に、阿寒のカムイルミナのようなところに行ってきたんですけども、海外からの業者が入っていると、広くその施工に当たっては、コンセプトの選定に当たっても、見識を広げてすばらしいものをつくっていただけたらと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようなので、お諮りしたいと思います。

議案第1号、繰越明許費補正については、全会一致による原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

はい、そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続きまして、債務負担行為の補正について説明を求めます。

○秋葉孝博商工労働課長 議案資料32ページ、資料2号をごらん願います。

網走市公の施設に係る指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

資料の下から3番目、網走市鉄道記念館でございますが、令和元年11月15日に開催いたしました指定

管理者合同選定委員会におきまして、これまでの地域による運営を評価し、令和2年度から4年度の3年間につきましても、引き続き卯原内町内会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

なお、管理委託料の債務負担限度額は3年間で280万5,000円でございます。

次にその下、網走市能力開発センターでございますが、同じく指定管理者合同選定委員会におきまして、当施設の目的が職業訓練施設であることから、職業訓練法人である網走職業訓練協会に管理を行わせることが望ましいと考え、引き続き網走職業訓練協会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、指定管理者の安定した運営を図る観点から、指定期間を従来の3年から6年に見直し、これに伴い3年目には運営状況のヒアリングを行い、経費の見直しなどが必要な場合は協議することとしております。

なお、管理費用は受託団体の自主財源となっております。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りしたいと思います。

債務負担行為の補正及び、議案第7号、網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入れかえのため暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

議案第4号、平成31年度網走市簡易水道特別会計補正予算について説明を求めます。

○吉田憲弘上水道課長 議案資料1号、27ページをござん願います。

平成31年度簡易水道特別会計（飲料水対策事業）の補正予算について御説明いたします。

飲料水対策事業については、一般会計保健衛生総務費からの受託事業となっております。

1. 補正の理由及び内容についてですが、飲用井

戸水を利用している世帯が行う浄水器等の設置に対する助成金について、当初の想定を上回る申請が見込まれるため追加補正するものでございます。

追加補正する金額は100万円でございます。

2. 補正額について、一般会計及び簡易水道特別会計の歳出予算並びに歳入予算については記載のとおりでございます。

以上で補正の説明とさせていただきます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

○小田部照委員 飲料水の浄水器の補助ということで、これはどの地区になるのか、まず伺います。

○吉田憲弘上水道課長 上水道の給水区域、簡易水道の給水区域、あと飲料水供給施設の区域以外の全市内になります。

○小田部照委員 今の説明は、要するに簡易水道全体でということ、水道給水区域以外全体での補正という、これは何件ぐらい全体であるんですね、浄水器の。

○吉田憲弘上水道課長 給水区域以外には、飲用井戸は約300戸市内にあります。平成31年度については、現在のところ4件浄水器の助成をしております。そのほか2件、今要望が来ていますので補正するものでございます。

○小田部照委員 1件当たり浄水器ってすごい高価なものでしょうから、2件で100万円ということの計算でよろしかったでしょうか。

○吉田憲弘上水道課長 予定としては、家庭用浄水器と大型浄水器を1基、1基、計2基予定しております。

○小田部照委員 家庭用ということと、大型のものということですが、井戸水を利用されている地域を回るとですね、いろんな方々から年々水が濁ってひどいので何とかしていただきたいというような話をよく聞きますけれども、そういう水が濁ったりだとか、ここ何年かの経緯、昔から見てだんだん水が濁ってきているだとか、水の出が悪くなってきてるだとか、そういう住民の人たちがすごく心配しているんですけれども、そういった状況はどのようになっているのでしょうか。

○吉田憲弘上水道課長 今のところ、既存の井戸の状況の変化等についての情報は、詳しいところの情報は一応ないのですが平成30年度にですね、3年に1度の水質検査を行っておりますけれども、27年度と比べて若干ですけれども、水質基準を越してしまうような井戸については少しは減っている状況にあり

ます。

○小田部照委員 水質基準を超える井戸が減っているということは、よくなっているという認識でよろしかったですか。

○吉田憲弘上水道課長 平成27年度の結果と30年度の結果を比べるとですね、平成27年度は基準値を超えている井戸が57戸に対して30年度は45戸ということになっております。

○小田部照委員 いずれにしても水が濁ってですね、飲み水じゃなくても洗濯物が洗う度に黄ばんでしまうだとか、そういう地域を回るとよく要望があるんですが、この大型の浄水器というのは、ちなみに家庭用ではないというのはどういう所につくのでしょうか。

○吉田憲弘上水道課長 基本的には2世帯住宅だとか、多人数ですね、流し、お風呂とかが二つあるとか、基本的には二世帯住宅は大型浄水器になっていますね。

○小田部照委員 わかりました。

それぞれ一般家庭で利用するものという認識で理解いたしました。

ちなみにこの井戸水をポンプアップして、水道として浄水器から通して流れるという仕組みだと思えますけれども、この地域を回っているときに、井戸水をくみ上げるポンプ自体が自己負担で、それも定期的に何年か、老朽化したら更新しなくちゃいけない費用がものすごい負担になるというような声も聞いてるんですね。そういった方面でもやはり補助、助成なりの制度も必要だと思いますが、原課のほうにはどんな要望や、現状どのようになっているのか伺います。

○吉田憲弘上水道課長 実際、井戸の湧きが悪いだとか、かなり色がついてるだとかということについては、上水道のほうについてはそういう情報は来ておりません。

○小田部照委員 仕組み的に井戸水を自分でポンプアップして自分の家庭に流すというような方もいるようなんですけれども、そういうポンプアップするポンプの機械ですね、その設備投資が要するに補助も何もなく自己負担、そして安いものじゃないので、その負担がどうにもこう高いので何とかしていただきたいというような要望は、原課は押さえていないということでしょうか。

○吉田憲弘上水道課長 飲用井戸を掘ることについての助成は農林課のほうであるんですけれども、既

存の井戸の掘り直しだとか、そういうことについてはちょっと承知はしておりません。

ポンプの入れかえ等についても、ちょっとうちのほうでは承知はしておりません。

○小田部照委員 私もいろいろ地域でそういう要望を何件かですけれども実際聞いているので、ぜひそういう給水、簡易水道の方々には、ぜひいろんな意見や要望があると思うので、広く意見の集約にも努めていただきたいと思います。

ちょっと確認したかったんですけれども、資料の中に給水人口が4万5,000人、水道事業の給水事業は4万5,000人になっていて、下水道事業の排水人口が3万5,500人となっているんですよ。

この採算方法ってどういうふうになっているんですか。

算出方法というか。

○野呂俊広営業経営課長 給水人口については、網走市の拡張工事が第6次までやってきている中で、最終の認可工事が第6次の認可なんですけれども、そのときの計画人口が4万5,000人というふうになっています。給水人口のほうは、計画人口は4万5,000人で、給水人口は現在確か3万4,000人ぐらいですね、という状況になります。

○小田部照委員 当時の計画では4万5,000人だったという認識で、今現在は実際は人口でいえば3万5,000人ぐらいだという意味の、当時の計画のままの数字だということでしょうか。

○野呂俊広営業経営課長 そのとおりでございます。

○吉田憲弘上水道課長 上水道事業の計画人口については、平成3年度に6次拡張計画を認可受けたときの人口が最終となっています。

それ以降見直しはかけていませんので、4万5,000人という数字はそのままです。

○小田部照委員 一方で下水道事業の排水人口は3万5,500人ってなっているんですけれども、こちらは…

○立崎聡一委員長 ちょっと休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

小田部委員の質問なんですけれども、条例の部分なので、今回の案件とはちょっと違いますので、条例の部分で聞いていただきたいというふうに思います。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第4号、平成31年度網走市簡易水道特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続きまして議案第8号、地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課参事 議案資料33ページ、資料3号をごらん願います。

議案第8号、地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例制定について御説明申し上げます。

1. 趣旨でございますが、令和2年4月1日からの簡易水道事業、下水道事業、個別排水処理施設事業への地方公営企業法の適用に当たり、関係する条例の整理を行うため、本条例を制定しようとするものでございます。

2. 整理する条例及び内容でございますが、(1)は、網走市水道事業の設置等に関する条例を網走市公営企業の設置等に関する条例に題名を改めるとともに、簡易水道事業、下水道事業、個別排水処理施設事業を設置しようとするものでございます。

(2)、(3)は、網走市下水道条例及び網走市個別排水施設条例において、管理者の権限に関し、「市長」から「網走市公営企業の管理者の権限を行う市長」に改めるとともに、委任規定を「規則」から「企業管理規定」に改めるものでございます。

(4)、(5)は、網走市都市計画下水道事業受益者負担金条例及び網走市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例において、管理者の権限に関し、「市長」から「網走市公営企業の管理者の権限を行う市長」に改めるものでございます。

(6)は、網走市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「網走市公営企業の管理者の権限を行う市長」に改めるものでございます。

(7)は、網走市水道事業給水条例において、管理者の権限に関し、「網走市水道事業の管理者の権限を行う市長」から「網走市公営企業の管理者の権

限を行う市長」に改めるものでございます。

(8)は、網走市簡易水道事業条例において、管理者の権限に関し、「市長」から「網走市公営企業の管理者の権限を行う市長」に改めるとともに、事業の設置に関する条文を削除するものでございます。

(9)は、網走市職員定数条例において、公営企業に属する職員定数を改めるものでございます。

(10)は、網走市特別会計設置条例において、公共下水道特別会計、簡易水道特別会計、個別排水処理施設整備特別会計を削除するものでございます。

(11)、(12)は、網走市基金条例、網走市ふるさと寄附条例において、公共下水道事業基金を削除するものでございます。

条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日より施行しようとするものでございます。

条文の新旧対照表につきましては、資料の35ページから58ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 今、御説明をいただきました。

それで、端的に勝手な私の理解かもしれませんが、今まで水道は公営企業法の中で運営をしてきたということなんですが、今回新たに簡易水道事業、下水道事業及び個別排水処理施設事業を公営企業法の法の中に組み入れますよという、そういう今回の条例改正ですよ。

そういう理解でいいですか。

○佐々木修司営業経営課参事 そのとおりでございます。

○山田庫司郎委員 それで、今までそれぞれ特別会計の中で議論をしてきた経過があるんですが、

(10)のところにありますが、特別会計を削除するというので、条例改正の中になるんですが、今度、例えば決算とかの関係でいえば、水道から出る決算と同じような内容になっていくことになるんですか。

○佐々木修司営業経営課参事 今までの特別会計では官庁会計方式ということで、歳入と歳出という予算の形式、一般的な形式でした。

上水道事業は、当初より企業会計で進めておりますので、一般の会社の会計に近い簿記会計、複式簿記会計という形の経理の会計の方法をとっておりますので、地方公営企業法を適用するとそちらのほう

に会計の方式が切りかわるといふことで、委員おっしゃるとおり水道と同じような形式の予算形態になるということでございます。

○山田庫司郎委員 理解をさせていただきます。

それでちょっと私の勘ぐり、考え過ぎかもしれませんが、昭和41年のこれ水道事業の法律なんですよ。それで、今になって何でこういう形に組織も含めて変えるのかなど。それで私として、国が今水道も含めて民間の力も借りてやれるというね、法改正があったので、その一つのステップでは、勘ぐりかもしれませんが、そういうこととは全く関係ないということと考えてよろしいのですか。

○佐々木修司営業経営課参事 下水道事業、簡易水道事業、それから戸別排水処理施設事業については、地方公営企業法の任意適用事業、それから上水道事業については、当然適用事業ということで、上水道事業については企業会計でなさいよということ。

それと、その他企業については、地方公共団体でそれぞれで選択して、任意で適用できるので、どちらでもいいですよということで、当初水道は当然適用なので、最初から企業会計できたと、他の会計については、網走市は任意適用ということで、適用しない方法を選択して実施してきたということ。

それで国のほうで平成27年度から平成31年度の5年間につきまして、公営企業会計を適用させる適用拡大の集中取り組み期間ということに位置づけまして、下水道、簡易水道事業については、その中で重点事業という扱いで人口3万人以上の地方公共団体については、期間中に移行するよということ、ロードマップを公表しまして、その後平成27年の1月に正式に移行の要請がありました。

この地方自治法の245条4の1項の技術的助言ということの位置づけですけれども、要約しますと、下水道簡易水道事業については、地方公営企業の適用が必須です。事実上、当然適用ということで法改正を行いませんけれども必須です。事実上の義務化とでも言いましょうか、そういう形の方式になって、網走市も平成28年から移行に向けて準備を進めてきたという経過になっています。

それでその背景については、下水道事業も、網走市でも40年以上経過しておりまして、網走市にかかわらず、ほかの市町村についても建設から年数がたっているの、老朽化が進んできている。そうすると今後、更新費用が当然発生しまして、これがか

りの額になると。国としても始めた当初と同じような負担はなかなか難しいというのが背景にあります。どう継続的に事業を進めていくかっていう中でこの公営企業化というのも出てきておりますので、現在のところこの後どうしますよとか、罰則があります、やらないとペナルティーありますよとか、例えば交付税を減らしますよとかいうことは一切情報として入ってきておりませんが、地方公営企業というのは、料金収入で経営していくのが基本というふうに書かれております。

下水道事業は繰り入れありの公営企業ということになりますけれども、そういうことから考えますと、今後何だかのことを考えたら透けて見えるような状況にはあります。

○野呂俊広営業経営課長 水道法の関係の関連で申しますと、ちょっと補足させていただきますと、水道法の改定の中身も民間に移譲、経営権を移譲できるとか中身はいろいろあるんですけども、大きな目的としては、これから人口減少になる施設が老朽化するといった中で、水道事業の経営の基盤の強化というところが大きな目的なんですよ。民間移譲とかそういうことは抜きにして、地方公共団体が行う事業、水道、下水道、簡易水道事業も含めて、基盤強化という点で、そういう意味ではこれから人口減少ですとか施設の老朽化というのはどこも全国的な課題でありますので、そういう意味では、基盤強化という点では一致しているのかなというふうに考えます。

○山田庫司郎委員 御説明いただきました。

41年の法律ですから53年ぐらいになって何でここでよみがえったのかなっていうちょっと疑問があったのでお聞きをしたんですが、民間への移譲とかそういうことでなくて、基盤の強化が一つの原点だと。ただ言われるように、今度は企業会計の位置づけになりますから、先ほども言われたようにやっぱり料金をベースにした事業になっていくと。

ただ、今まで下水道についても、一般会計から繰り入れしながらやらなかったら、管路とか事業については、料金で市民に求めたらこれ莫大になりますから、そういう形で対応してきた経過があるんですが、この辺というのは今までと変わらなくても、公営企業法の中に、仮に、法律の中に入ってたとしても下水道事業というのは、一般会計からの繰り入れも含めた中で事業というのは、これからも変わらないということの確認でよろしいですか。

○佐々木修司営業経営課参事 国のほうから聞いておられますのは「繰入基準の考え方には変わりのないものであります」というふうに聞いておられますので、収入等については今までと変わりなくいくものと思われま

す。○山田庫司郎委員 ただちょっと非常に心配なのは、うちの水道も導水管の関係ではですね、ちょっと新たな展開で非常にありがたい話が今、新しく動き出しているんですが、当初から管路についてもですね、鉄管については補助の対象にならないということで非常に御苦労してきた経過があるんですが、企業会計でしよというのが、一つ私は、国のほうの対応を含めて非常に心配をしているんです。

だから、公営企業法に適用するという事で基盤強化するというのは非常にいいことなんだと思えますけれども、全て料金の中で賄いますと最終的になったときに、私は市民に対する非常に説明などが大変になる状況も生まれてくるだろうという一つの心配と、やっぱり国の補助も含めて、今度は下水道は下水道で補助事業というのはこのままいけるんですよね、変わりはないということですよ、ここはいいんですか。

○佐々木修司営業経営課参事 補助事業のほうと、今回の企業会計移行とリンクしているような状況ではありませんし、それが何かしら影響するというようなことも現在のところ伺っておりません。

○山田庫司郎委員 水道も管路やるときには基本的には、補助今回もらえるようになりましてけれども、補助もある場合もありますけれども、ほとんどその料金の中で管路についての更新もしてきた経過がありますから、下水道も今度、相当管路も傷んできていますので、これからやり直しなりいろんな整理も含めてしていかなければならない今ときを迎えていますから、莫大な費用がこれからかかるというふうに私も考えています、心配も含めて。

だからそこで、補助の対象から外れていくような形になるとかえって心配な部分があるので、余り心配なことが多くあるのなら、公営企業法にペナルティーも今ないんだったら、無理して変える必要はあるのかなというのは一つあるんだけどね。やはり全体の公営企業法の中で、下水道、簡易水道、そして個別排水事業も含めて一体となった中で事業展開するんだと、それが基盤強化に一つつながるんだろうというふうに理解する手もあるんですが、あまり将来のことを心配ばかりしていてどうなんだ、こ

うなんだということになると、前に進まないこともあるのですが、今私がしゃべったようなことも含めてね、原課として心配な部分、対国なり等に対しての話ですけれども、その辺どうでしょうか。

○佐々木修司営業経営課参事 現状で何かしら国の負担を減らしますよっていうような情報、それから繰り入れ基準を見直しますよっていうのは現段階ではありません。ただ委員おっしゃるとおり大きなその更新費用かかってくるという中で、負担が問題になってくるというのは事実ですから、何かしらのことは、恐らく考えているということは、そこは間違いない。

○脇本美三水道部長 今の山田委員御心配、御指摘の点についてはですね、将来のことですからどのようになつてくのかっていうのは、これ現段階ではわかりませんが、基本的に公営企業法を適用することと、建設系の事業推進のための補助制度、これは現段階では直接はリンクはしていませんので、ただ私どもとしてはですね、今後も引き続き必要な補助については要望はしていきたいというふうに考えております。

○山田庫司郎委員 ぜひ、市民に対してさらなる負荷がやはりかかるような状況はなるべく生み出さないような形も含めて、原課としてはですね、考えながら対策を含めてしていただきたいと思います。

それとあの現実的な話です。北見なんかは公営企業局、企業局っていうような形の体制の話で組織の話ですが、うちは水道部の中に今と同じ形で、これからは水道部という位置づけで、これからは変わりないということですね、企業局とかそういう形の名前が、今後出てきてもいいんですけども、今その名称変更も含めて、今は考えてないということで理解させていただいていいですか。

○佐々木修司営業経営課参事 各市において上下水道部ですとか、大きなところでは水道局、上下水道局っていうふうな名称になっています。うちは水道部という名称ということで、組織の名称というふうに捉えてまして、その議論は今ところありません。

○山田庫司郎委員 はい、わかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司委員 今、山田委員のほうから心配な事項が質問なされましたけれども、私も実は大変心配しています。

とりわけ今、下水道でいうと74億円という債務を抱えているということで、今、一般会計から多額の繰り入れをしているということで、この辺がやはり、今のところ国はこの一般会計からの繰り入れについてだめだという話はないというふうなお話だったんですが、これがいつまでもそう続くのかどうかっていうのは私はこれまでの国のことを考えたときに、その保証は果たしていつまでであるのかと、その辺を勘ぐっても仕方ないことだと言われればそれまでですけれども、ただやっぱり74億円という債務をどうやって返済していくのかということ考えたときに、将来的にこれが、国が繰り入れがだめだというふうになったときに、やっぱり公営企業法に基づいて対応しなければならなくなると、そうなったときにやっぱり市民負担というのは当然増えてしまうという結果にならざるを得ないんだろうなと、この辺が私は非常に心配してるんです。その辺がどうなのか伺いたいと思います。

○脇本美三水道部長 先ほど山田委員からもお話があったとおりですね、将来に向けていろいろ心配なことはあるんだとは思いますが、まず下水道に関して言いますと、汚水と雨水の処理がありましてですね、それで費用負担についても国が一定のルールを定めています。

そのルールを活用しながらですね、各自治体では一般会計からの繰り入れも行っているというのが一つあります。

ですから、公営企業法を適用することそのものがですね、繰入金を否定するものではないというふうに考えていまして、全てを料金で賄うというのは、例えばその雨水は公費でという概念もありますから、そういったことからするとそれに反することにもなりますので、そういったことは、今の段階では容易に想像はできないなというふうに私は思っています。

ただ先ほども申し上げましたとおり、雨水も汚水もそれぞれ補助事業を抱えながらやっておりますので国の動向には注視しなきゃいけないと思いますし、下水道協会ですとか、そういった関連する団体とも連携しながら、先ほども申し上げましたとおり、必要な要望を積極的に行っていくということしか、現段階ではないのかなというふうに考えてます。

○松浦敏司委員 そうは言っても、基本的に水道事業なんかを見ると、やはり基本的には繰り入れとい

うのはだめだというふうになっているんだろうと思うんですね。これまではそうだったはずなんですよ。基本的には一般会計からの繰り入れは水道事業会計についてはだめだよというふうな説明を受けていたので、私はそういうふうな認識を持っているのですが、その部分で公営企業法からいうとどうなんだというふうに言われたときに、いやこれは下水道だからいいんですよというふうに最終的に説明がつくのかどうか、その辺が私は非常に極めて不透明といたしますか、そこで突かれてくるとなかなか厳しいのではないかなというふうに余計な心配をしているんですけれども、その辺が非常に私自身の心配事なんですがいかがでしょうか。

○佐々木修司営業経営課参事 下水道事業についての形で説明しますと、繰入金の中に国の基準内の繰り入れというものと、基準外の繰り入れというのがあります。基準内については当然繰り入れされるべき経費というふうに認識しております。

○野呂俊広営業経営課長 上水道の繰入金の話で補足いたしますと、企業会計は御存じのように独立採算は原則なんですけれども、必要なルール分、総務省で繰り入れ基準というのを設けてまして、例えば未開発無給水地域の水源開発に係る経費ですとか、あと消火栓の経費ですか、そういう一定のルールで定められた繰入金については認められているというものはあるのです。ただ一般的に繰入金がだめだというのは、一般会計からの赤字を補填する際に、公費をもってそれを補填するといったような繰り入れは適切ではないといった意味のことだというふうに考えてございまして、下水道の事業のほうも先ほどから説明するように、現在のところ総務省で示す一定の繰り入れ分については、現段階では現状のままというふうに考えてますので、市民に新たに負担をいただくとか、そういうことはないというふうに認識しているところでございます。

○松浦敏司委員 そうすると、今まで下水道のほうに一般会計から繰り入れをしていた分については、いわゆる範囲内の繰り入れだというふうに捉えて、今後もそういう形で範囲内の繰り入れということで国も認めるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○佐々木修司営業経営課参事 下水道の繰り入れ基準、国の基準がありますが、それに沿った形で、網走市としての一般会計と、下水道特別会計の間の繰り入れ基準というのをつくっております、その中

に基準内経費も入っていますし、一般会計で負担する経費という形で入っているものもありまして、そのルールについては適用後も変更をしないという考えであります。

○松浦敏司委員 ということであれば今後それによって、公営企業法の中に入ることによって、新たな市民の負担というのは増えないという保障であれば問題がないのかなというふうに思いますが、いろいろ心配事で今まで質問もしてきたわけですけども、その辺がしっかり確保できるというのであれば、とりあえず理解しました。

○立崎聡一委員長 他に、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですでお諮りいたします。

議案第8号、地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは昼食のため休憩いたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に請願の審査を行います。

請願第1号、ことし10月から消費税増税の中止を求める請願についてです。

6月20日に当委員会に付託されましたが、請願者より11月29日付けで取り下げ願いが提出されていますので、委員会として請願第1号については、取下承認すべきものとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、請願第1号については、取下承認すべきものと決定させていただきます。

次に、請願第8号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書提出についての請願について審査したいと思います。

委員の皆さんの御意見をお示ししたいと思います。

○澤谷淳子委員 これは継続でお願いしたいと思えます。

その理由なんですけれども、確かにここに書かれているようにオスプレイの墜落事故はもう本当に何度も聞いておりまして、そこに暮らしている方の危

険の不安っていうものを考えると、確かにここに書いてあるとおりだなと思うんですが、ただ国として、日米共同訓練っていうのはもう大変大切なものだと思います。相手国への抑止力にもなるという意味で、それ自体が重要なことだと思いますので、ちょっともう少し勉強させていただきたいと思えますので、継続でお願いします。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 北の守りという観点と、これはまた外交という観点と、いろいろな観点が必要である部分でありますけれども、北に関しては、今はまず外交なんだろうというのは日本の政府も言っているところで、北の脅威という言葉はここ数年、白書からも消えている、消えているというかどんどん縮小されていっているところでもありますけれども、またこういうふうになってしまうというのは、外交問題を悪い方向に進めさせてしまう一環になっているというふうにしか言いようがないなというふうに私は捉えているところですので、特にオスプレイはもってのほかですけれども、実施されるエリアを考えると、酪農地帯で私たち選挙カーで走っていても、酪農業者からお乳が出なくなるっていうふうに怒られるぐらいのところでもありますから、現実的に地元の酪農業者さんからすれば大変な事態なんですね。

そういうことも鑑みて、一この北海道の地域として実態を踏まえた上で、こういう声を上げることは極めて当然のことというふうに思えますので、採択すべきだというふうに私は思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 この件に関しましては、不採択という立場をとらせていただきます。

オスプレイに関する事故等は認識しております。

ここに関しては安全に運行していただきたいという思いがございますが、日米共同訓練の規模縮小、この点に関しましてはやはり北朝鮮のミサイル、また、中国による領海侵犯等々さまざまな問題が起こっております。その中でこれを縮小してしまうのはいかがなものかと思えます。

よって、不採択という立場をとらせていただきます。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司副委員長 日米共同訓練の関係でお話がありましたけれども、私はやはり平和というのは軍事力ではないと思っています。

基本的には外交の力で平和を守る必要があるとい

うことが基本だと思います。

このオスプレイについては、ここに書かれているとおり非常に事故が多くて、製造した本人も「これは欠陥のあるものです」というふうに述べているように、非常に事故が多いということで、通称、「未亡人製造機」などというふうに言われていたこともあるくらい、相当事故の多いものであるということで、ましてやこの日本に自由気ままに飛ぶというのは到底許されないというふうに私は思います。

このオスプレイは他の戦闘機よりもはるかに音の大きいということでも、非常に問題があるというふうにも認識しています。いずれにしても、北朝鮮や中国の話がありましたけれども、これを軍事力でやろうとすれば、それは果てしなく戦争への道というふうに近づいていくという点でも、やはり私は基本は、外交努力で平和は守るべきだということなことであります。

ここに請願にありますように、ここで述べていることは私も十分理解できますので、採択すべきだと考えます。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 私も、ぜひ採択の方向でという意見を述べたいというふうに思います。

皆さんからやっぱりオスプレイの危険度については言われていますけれども、私も今までの経過を考えますと、大きな事故が沖縄を含めて起きているということと、今、松浦委員からもありましたけれども、本当にこの飛行機自体に欠陥がないのかなということも議論されているのも事実であります。

そういう意味で、これからオスプレイも、日本は将来的には機数をふやすような流れもあるわけですが、日本全国オスプレイが飛んであるくような訓練がこれから出てこないとも限らないという危惧をしている1人ですけれども、そういう意味でこの共同訓練にオスプレイが参加するという点については、本当に酪農業、農業も含めてですが、多大なやっぱり影響が道内ちょっとあるということで、ぜひこのオスプレイの訓練、一步譲ってもオスプレイを参加させないというのも一つなのかもしれません。

それと、「さらに」というところに書いています、網走はですね、道東6市ということで根室ともいろいろ連携を取りながらやっている状況もありますし、全道市議会議長会では、北方領土の早期返還ということも挙げながら取り組んでいる状況が一つあるわけで、こういう時期にこれだけのやはり訓練

をするということは、先ほども出ていました北の脅威ということで、そういう時期が一つありましたけれども、ロシアとの関係をいろいろ考えますと変な刺激をするということになりはしないかと、そういうことも考えますと、ぜひ、今回のこの請願の中身からすると、ぜひ、網走市議会として採択をして関係団体に意見書を提出すべきというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 継続の方向で考えています。

なぜ、オスプレイが悪者になっているのかなという気がしてならないのですが、確かに導入直後というのは操作が複雑ということがありますけれども、僕は飛行機的にはすばらしい機能を備えた飛行機だと思ってます。

沖縄でも離着陸、その他訓練の様子をつぶさに見せていただきました。かなり大型の機械ですから、もちろん低空で飛んだときにはそれなりの騒音も発生する、プロペラということがありますので、ほかの飛行機はほとんどがジェットですから一瞬で通り過ぎてしまうようなものであります。

そういう部分を考えたときに、松浦委員のほうからも言われていましたが、話し合いで解決できるのであれば、それにこしたことはない理想形だと思います。ただし、世の中はそんな甘いものではないという現実があるわけですから、そういう意味から日米のこういう安保の問題というのは、絶対避けて通れない問題ですから、現在のところ共同で訓練を行う、その最適地が北海道であれば存分に活用していただいて、そういう有事に備えた動きというのは、抑止力だけのために訓練をやるわけではないですから、有事に備えてやるので、いつ、いかなるとき、明日あるかもしれないというような危機感を持ちながら、防衛というのは進めていかなければいけないというふうに思いますので、私はまったくこのオスプレイがだめだとか、共同訓練がだめだとか、それが即、戦争につながるじゃなくて、攻撃されたときにどうやって防御するんだという大切な案件でありますから、もうちょっと皆さんで議論を進めながら、ややゆっくり考える必要があると思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査ということで取り扱わせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱わせていただき報告することにいたします。

全体を通して各委員のほうから何かございませんか。

○川原田英世委員 総務経済委員会として、視察で大阪のほうにあるLGBTの関係を視察してきたわけでありませけれども、継続審査になっているLGBTに関しての陳情、請願等もある中ですので、できるだけ早い段階でもう一度、継続中のものを視察した経過も含めて、もう一度議論の場へ上げて採択すべきかどうかをしっかりと視察の成果も含めて取り組むべきだというふうに思いますので、検討していただきたいというふうに思います。

○立崎聡一委員長 はい、他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者のほうは特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで総務経済委員会を終了したいと思います。

御苦労さまでした。

午後1時11分閉会
